

茨城エコ事業所登録制度実施要項

(目的)

第1条 地球温暖化の防止、省エネ・省資源等環境に配慮した取組を実施している事業所を「茨城エコ事業所」(以下「エコ事業所」という。)として登録し、その取組を広く県民等に紹介することにより、環境に配慮した取組の普及・啓発を図り、環境への負担の少ない循環型社会づくりに寄与することを目的とする。

(対象事業所)

第2条 エコ事業所として登録の対象となる事業所は、茨城県に所在し、事業活動を行っている事業所であって、別表1に掲げる「環境に配慮した取組項目」を実施する事業所又はエコアクション21認証・登録事業所(以下「EA21登録事業所」とする)とする。

(登録基準)

第3条 登録の基準は、別表2のとおりとする。

(登録の申請)

第4条 エコ事業所として登録を受けようとする事業主(以下「事業主」という。)は、「茨城エコ事業所登録申請書(第1号様式)」を知事に提出しなければならない。

2 エコ事業所として登録しようとするEA21登録事業所は、「茨城エコ事業所登録申請書(様式第1号)」及びエコアクション21の認証・登録証(以下「認証・登録証」とする。)の写しを知事に提出しなければならない。

3 申請書は、事業所ごとに提出するものとする。ただし、事業所全体での登録が困難な場合は、事業所の部門ごとに提出できるものとし、県内に複数の支店等がある事業所であって、かつ取組項目が同一な場合にあつては、まとめて申請できるものとする。

(登録の実施)

第5条 前条の規定による申請書を提出した事業所は、当該申請書の提出から3か月後、申請した取組み内容を実施した結果を「茨城エコ事業所取組結果報告書(第2号様式)」に記載して、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告書の提出があつたときは、その内容が第2条の登録対象事業所並びに第3条の登録基準に該当するかどうかを審査し、該当すると認められたときは、速やかにエコ事業所として登録するものとする。

3 知事は、エコ事業所の登録を行ったときは、申請者に対し茨城エコ事業所登録証及び登録ステッカー(以下「登録証」という。)を交付するとともに、申請者から電子メールアドレスの提供があつた場合は、シンボルマークの電子データを提供する。

(事業主の責務)

第6条 エコ事業所として登録された事業所の事業主は、登録証等を公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

2 事業主は、登録に係る環境に配慮した取組を維持し充実を図るとともに、県民運動「いばらきエコスタイル」に積極的に取り組むものとする。

3 事業主は、知事の定める年度の5月末日までに、「茨城エコ事業所年次取組結果報告書(第3号様式)」に前年度の取組結果を記載して知事へ提出するものとする。

4 EA21登録事業所が前条に定める報告を行うときは、報告様式に認証・登録証の写しを添えて知事へ提出するものとする。

(変更の届出)

第7条 事業主は、登録事項に変更があったときは、「茨城エコ事業所登録変更届(第4号様式)」を速やかに知事へ提出するものとする。

2 事業主は、登録区分の変更を行う場合は、前項に定める変更届に「茨城エコ事業所取組結果報告書(第2号様式)」を添えて提出しなければならない。

3 事業主は、登録区分の変更を行う場合は、変更が承認された翌年度の5月末日までに、「茨城エコ事業所年次取組結果報告書(第3号様式)」を知事へ提出しなければならない。

(登録の辞退)

第8条 事業主は、登録を辞退しようとする場合は、「茨城エコ事業所登録辞退届(第5号様式)」及び登録証等を知事へ提出するものとする。

(登録の抹消等)

第9条 知事は、エコ事業所が第2条の登録対象事業所に該当しなくなったとき、環境の全に関し法令違反その他エコ事業所としてふさわしくない行為があったと認められるとき又は、前条の規定による辞退届を受理したときは、登録を抹消するものとする。

2 前項の規定により登録を抹消された事業所の事業主は、速やかに登録証等を知事に返還しなければならない。

3 知事は、エコ事業所が第3条の登録基準に基づき登録した区分に該当しないと認められる場合には、事業主に対し第7条に基づく変更の届出を求めることができる。

(広報)

第10条 知事は、毎年、エコ事業所の環境配慮の取組状況を把握し、エコ事業所の環境に配慮した取組等を帆々無ページ広報誌等によって県民等への広報に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成18年4月24日から施行する。

付 則

この要項は、平成19年9月18日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年3月17日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年(2019年)1月11日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年3月25日から施行する。

(別表1)

環境に配慮した取組項目

必須項目

- ① 冷暖房の温度調節(事業所内の可能な場所で夏の冷房時の室温28℃、冬の暖房時の室温20℃程度)を行う。
- ② コンセントをこまめに抜く。
- ③ 蛇口をこまめに閉める。
- ④ 自動車の運転に際しては、可能な限り車のアイドリングをなくす。
- ⑤ 環境にやさしいエコ製品やリサイクル可能な製品を選んで買う。
- ⑥ 可能な限り過剰包装をしない。

基本項目

- ① 昼休み・休憩時等には可能な限り消灯する。
- ② エレベーター等の利用を自制し階段を積極的に利用する。
- ③ エレベーターの運転に際しては、夜間等の部分停止を導入する。
- ④ 冷暖房時にはブラインド等を利用して効率を高める。
- ⑤ 食器類の洗浄や手洗い、洗車等において節水する。
- ⑥ 水道使用量を定期的に点検し、水道配管からの漏水を早期発見する。
- ⑦ エコドライブ(急発進・急加速・空ぶかし・不要な荷物の積載等の防止)を実施する。
- ⑧ 各市町村で決められた分別方法に沿ったゴミの分別を徹底する。

- ⑨ 使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを積極的に行う。
- ⑩ 配付資料の削減や縮小コピーを積極的に行う。
- ⑪ 夏季は原則上着・ネクタイを着用しない（クールビズ）。冬季は重ね着をする（ウォームビズ）。
- ⑫ 環境に関する市民向けセミナーやシンポジウムに積極的に参加する。
- ⑬ 地域の緑化や美化活動など環境保全活動に積極的に参加する。
- ⑭ 事業活動に係る環境にやさしい取り組みの公表や環境に関する情報を提供する。
- ⑮ 職員等への環境意識向上のための教育を行う。
- ⑯ 環境保全に係るボランティア活動に対して、休暇制度を設けるなど支援する。
- ⑰ 事業所敷地内のほか、その周辺の清掃を定期的に実施する。
- ⑱ 定期的なノーマイカーデーを設けるなど、マイカー通勤の自粛や公共交通機関の利用を進める。

3 発展項目

- ① LED照明等の高効率照明を積極的に導入する。
- ② 省エネ型空調設備を積極的に導入する。
- ③ ヒートポンプなど高効率機器を導入する。
- ④ 太陽光発電や風力発電、バイオマス発電等の再生エネルギーを積極的に活用（自ら再エネ設備を設置する・使用電力を再エネ由来に切り替える等）する。
- ⑤ 深夜電力を活用する。
- ⑥ コージェネレーションシステムの導入や廃棄物発電（熱利用等を含む）を行う。
- ⑦ 節水機器（節水コマ、節水型トイレ等）を導入する。
- ⑧ 雨水を積極的に活用する。
- ⑨ 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車を導入する。
- ⑩ 建設廃棄物を発生させない計画設計及び工法等を採用して、排出の抑制や環境に配慮した工法にする。
- ⑪ 事業活動に伴う廃棄物の減量化やリサイクル等を積極的に行う。
- ⑫ 断熱性の高い構造材や二重窓、複層ガラス等を積極的に導入する。
- ⑬ 敷地内の植栽、緑地等の適正な維持管理を行う。
- ⑭ 食べ残し、食品残渣などのコンポスト（堆肥）化し敷地内の緑化への活用、又は他団体等へ提供するなど、フードロス削減に向けた取組を行う。
- ⑮ 社内、社外を問わず、積極的に環境保全活動の推進に必要な人材を育成する。
- ⑯ 地球温暖化対策地域協議会などの環境保全団体の設立又は環境保全団体への参画・支援を行う。
- ⑰ エコビジネス（環境に関する調査・研究、コンサルティング業務）や環境保全技術（環境保全に貢献する金融商品の開発を含む）を開発する。

- ⑱ 環境に配慮した投資や融資を行う。
- ⑲ 海外における環境 NGO 活動、緑化等の活動に積極的に協力し、海外での事業活動でも環境に配慮する。
- ⑳ 公共交通機関の利用等により、社用車の使用を減らす。

(別表2)

事業所での取組

登録区分 (格付)	登録の基準		
	必須項目	基本項目	発展項目
A	すべて実施	3項目以上を実施	—
AA	すべて実施	4項目以上を実施	2項目以上を実施
AAA	すべて実施	5項目以上を実施	4項目以上を実施
EA21 登録事業所	認証・登録証写しを提出		

事業所+家庭での取組

登録区分 (格付)	登録の基準
	茨城エコ・チェックシートによる取組
S	事業所における1/2の職員世帯で「茨城エコ・チェックシート」の取組を実施
M	事業所における2/3の職員世帯で「茨城エコ・チェックシート」の取組を実施
L	事業所における全ての職員世帯で「茨城エコ・チェックシート」の取組を実施